



# 鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)  
号外第104号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

企業局訓 中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令(3)(総務課)..... 1  
令

## 企 業 局 訓 令

### 鳥取県企業局訓令第3号

中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令

(中津ダム操作規程の一部改正)

第1条 中津ダム操作規程(昭和50年鳥取県企業訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第13条関係)				別表第1(第13条関係)			
通知の相手方		通知の方法		通知の相手方		通知の方法	
名称	担当機関の名称			名称	担当機関の名称		
(1)知事	中部総合事務所県土整備局 維持管理課	加入電話		(1)知事	倉吉地方県土整備局 維持管 理課	加入電話	
略				略			
(2)中国地方整備局長	倉吉河川国道事務所 河川管 理課			(2)中国地方整備局長	倉吉工事事務所 河川管理課		
別表第2(第14条関係)				別表第2(第14条関係)			
サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力		サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	
略				略			
第3号サイレン	東伯郡三朝町大字神倉	アンブサイレン アンブ 100ワット		第3号サイレン	東伯郡三朝町大字神倉	アンブサイレン	
第4号サイレン	東伯郡三朝町大字東小鹿			第4号サイレン	東伯郡三朝町大字東小鹿		

第5号サイレン	東伯郡三朝町大字高橋	スピーカー(2台) 50ワット	第5号サイレン	東伯郡三朝町大字高橋	150ワット
第6号サイレン	東伯郡三朝町大字西尾		第6号サイレン	東伯郡三朝町大字西尾	
第7号サイレン	東伯郡三朝町大字片柴	アンプサイレン アンプ 100ワット スピーカー 50ワット	第7号サイレン	東伯郡三朝町大字片柴	アンプサイレン 45ワット

(茗荷谷ダム操作規程の一部改正)

第2条 茗荷谷ダム操作規程(昭和50年鳥取県企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第13条関係)			別表第1(第13条関係)		
通知の相手方		通知の方法	通知の相手方		通知の方法
名称	担当機関の名称		名称	担当機関の名称	
(1)	略	加入電話	(1)	略	加入電話
	郡家警察署長 郡家警察署 警備課			郡家警察署長 若桜警察官駐在所	
(2)	中国地方整備局長 鳥取河川国道事務所 河川管理課		(2)	中国地方整備局長 鳥取工事事務所 河川管理課	
別表第2(第14条関係)			別表第2(第14条関係)		
サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力
第1号サイレン	八頭郡若桜町大字茗荷谷	アンプサイレン アンプ 60ワット スピーカー 50ワット	第1号サイレン	八頭郡若桜町大字茗荷谷	アンプサイレン 150ワット
第2号サイレン	八頭郡若桜町大字湊見		第2号サイレン	八頭郡若桜町大字湊見	
第3号サイレン	八頭郡若桜町大字湯原	アンプサイレン アンプ 120ワット	第3号サイレン	八頭郡若桜町大字湯原	
第4号サイレン	八頭郡若桜町大字不香田	スピーカー(2台) 50ワット	第4号サイレン	八頭郡若桜町大字不香田	
第5号サイレン	八頭郡若桜町大字浅井		第5号サイレン	八頭郡若桜町大字浅井	

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。